

国立大学法人兵庫教育大学の内部質保証に関する基本方針

(令和 3 年 1 月 13 日 学長裁定)

改正 令和 6 年 1 月 25 日

1. 趣旨

この方針は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）のミッション及びビジョンを実現するため、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを通じて本学に対する社会的信頼をより一層高めることを目的として、内部質保証について必要な事項を定める。

2. 内部質保証の責任者

(1) 統括責任者

1) 内部質保証に関する業務を統括し、最終的な責任を負う者として、統括責任者を置く。

2) 統括責任者は、学長をもって充てる。

(2) 自己点検・評価責任者

1) 内部質保証の中核となる全学的な自己点検・評価を実施する責任者を置く。

2) 自己点検・評価責任者は、評価委員会委員長を持って充てる。

(3) 点検・改善責任者

1) 各実施組織に、内部質保証のための点検・改善責任者を置く。

2) 点検・改善責任者は、別に定める。

3. 教職員の責務

本学の教職員は、本学のミッション及びビジョンの実現に向け、内部質保証の重要性を深く認識し、自らの活動及び所属する組織の活動について恒常的・継続的に点検・評価を行い、改善・質向上に努めなければならない。

4. 内部質保証の実施体制、実施手順

本学の内部質保証のために、内部質保証委員会を置く。内部質保証の実施体制、実施手順は別に定める。

5. 自己点検・評価

(1) 本学の内部質保証のための自己点検・評価については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26

- 号) 第 22 条の 8 の規定に基づき、実施するものとする。
- (2) 自己点検・評価の実施手順等については、別に定める。
 - (3) 自己点検・評価の実施にあたっては、機関別認証評価、専門職大学院認証評価、法人評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者（学生、卒業生、修了生、監事、経営協議会学外委員等）から意見を聴取するものとする。
 - (4) 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準等を参考に、自己点検・評価責任者が統括責任者等と調整のうえ定める。
 - (5) 自己点検・評価の項目の設定に当たっては、教育及び研究の質保証や質の向上のために、全学において共通して実施すべき事項を定めるものとする。

6. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価の結果を内部質保証委員会、教育改善推進室及び連合学校教育学研究科に情報提供し、改善が必要と認められる場合には、その措置についての検討を提言する。
- (2) 内部質保証委員会、教育改善推進室及び連合学校教育学研究科は、前項により提供された情報等により改善の必要を認めた場合は改善措置を検討し、策定された改善計画に基づき、各実施組織に改善指示を行うとともに、改善計画の進捗状況及び改善結果を確認し、統括責任者に報告するものとする。

7. この方針は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、内部質保証の有効性及び効率性を確認し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この基本方針は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日）

この基本方針は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

内部質保証体制図

